

今日 8月15日は、戦争終結の詔書が放送されてから75年にあたる。ウイルス

によるパンデミックが世界を覆い、感染予防策と社会経済活動の両立に世界が苦しむ中でこの特別な夏となった。

感染が拡大した国々では、PCR検査の規模と目的をめぐる議論、個人の自由と権利の制限をめぐる議論が国を二分して闘われている。注目すべきは、並行して過去の歴史の見直しが急速に進んだことだ。「黒人の命は大事だ」運動の発祥地米国での勢いが顕著である。プリンストン大は、元学長で元大統領のウィルソンを人種差別主義者だとして、公共政策・国際関係学部に冠していた彼の名を削除すると決定した。

コロナ禍を契機に、国家への国民の信頼は揺らぎ、国家と国民の間の信託や社会契約が途切れた、と感じた人は多かったのではないかと。国家と国民の関係が大きく変容する時、人は過去の歴史を振り返る。そして、どこで間違ったのか、その地点を探ろうとするのは自然なことだろう。奴隷制に起因する人種差別が米国社会を分断する禍根の一つならば、例えば南北戦争を「復元ポイント」と思い定める、歴史の修復を試みようとして

いるのだと理解できる。対して日本社会はどうだろう。右に振り切れた歴史修正主義は多く見られるが、社会思潮の変化や国際的信用の要請からの歴史の見直しには消極的な社会だといわざるを得ない。原因はどこにあるか

## 歴史見直し 消極的な日本 「復元ポイント」をめぐる



加藤陽子の

## 近代史の扉

ろうか。戦後の例では1945年11月、幣原喜重郎首相により設置された「戦争調査会」を、GHQ（連合国軍総司令部）の諮問機関である対日理事会が1年もたたずに廃止した一件などがまずはあろう。幣原は「我々は戦争放棄の宣言を掲げる大旗をかざして、国際政局の広漠なる野原を単独に進み行く」と述べ、戦争の原因を調査してその結果を「記録に残し、以後世国民を反省させ、と意気込んでいた。だが対日理事会は「戦争の原因を尋ね、これを処罰する仕事は国際軍事法廷の任務」とした。聖書の言葉の一部「復讐するは我にあり」をほうふつさせる。

日本人自らが戦争原因の究明に立ち向かう絶好のチャンスはここについて、続く46年5月開廷の極東国際軍事裁判の経験がそれを加

速した。裁判冒頭、日本人弁護団代表の清瀬一郎は、裁判所管轄権をめぐる動議を提出し、裁判所条例の規定は事後法だから不法だと論じた。清瀬は言う。この裁判は45年7月26日のポツダム宣言を根拠に設置されたはずだが、戦争犯罪の内容の拡大を連合国がロンドン協定で決定したのは同年8月8日だったではないかと。動議はウエップ裁判長によって却下されたが、清瀬のこの論法は敗戦国の人々の歴史認識に影響を与えずにはおかなかったらう。

## 戦

争の原因を究明し処罰するのは連合国と裁判所との言明。その裁判所の

規定を不法とする動議。戦後におけるこの認識のそこは、アメリカの反共主義と冷戦構造の中でも維持され、日本人の歴史認識は、「堅

牢な」法解釈の城の中での安住を選択していった。後世の物差しで過去の歴史を測ってはならない、との一見公正に見える説明を加えながら。

たしかに、避けられた戦争と「復元ポイント」を探る研究は蓄積されてきた。私の本「戦争ま

試みの一つだ。だが、大陸の東、太平洋の西に位置した日本の近代における「復元ポイント」を探るには、台湾、南樺太、韓国、「満州国」等の植民地・かいらい国家と日本の関係を注視する必要がある。

2007年4月、日本の最高裁は中国人戦後補償裁判で原告敗訴の判決を下し、政府のみならず個人も法的追及を行えないとした。だが判決末尾の「付言」で、関係者が被害の救済に向けて努力するよう促した。これを基礎に西松建設和解、三菱マテリアル和解が結実した経緯は内田雅敏弁護士との「元徴用工 和解への道」で明らかとなる。一方、18年10月、元徴用工訴訟に関して日本企業に賠償を命じた韓国大法院「最高裁判決」に対しては、日本側で、日韓基本条約・請求権協定等の合意を無視するものなどの批判が広くみられた。

先の事例のように日本の国際的信用を高めることに寄与する和解の道が、日韓でも解決策としてある。いま一つの方策は、日本側が、元徴用工や元慰安婦の問題を韓国の人々にとつての「復元ポイント」と不可分だという想像力を持つということにありそうだ。植民地支配や日本の国策に起因して生じた人権侵害をめぐる訴訟は、先に述べたアメリカ社会の分断の起点として人種差別問題を捉える観点と同様に、韓国社会の分断の起点を修復する試みと捉えられないか。

コロナ禍の下で歴史を振り返る意義は小さくない。（東大教授、第3土曜日掲載）